性犯罪・ＤＶ・ストーカー等相談電話の運用開始について（通達乙）

（令和５年３月 27 日　県民発第 77 号）

（概要）

この通達は、従来のレディースダイヤル 110 番を廃止し、令和５年４月１日から「性犯罪・ＤＶ・ストーカー等相談電話」と名称を改め、円滑かつ適正な運用をするため必要な事項を定めたものです。